

公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標の期間に おける業務の実績に関する評価基準

平成25年11月12日

改正 令和2年4月1日

秋田市公立大学法人評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定および公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針（平成25年11月12日秋田市公立大学法人評価委員会決定）に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

1 評価の趣旨

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況および法人のマネジメントの観点から業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

2 評価の実施

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 項目別評価

ア 法人による自己評価

(ア) 法人は、様式2「公立大学法人秋田公立美術大学第〇期中期目標期間業務実績調書（以下「中期目標期間業務実績調書」という。）」の「項目別実施状況」に基づき、中期目標に掲げた次の中項目以下の各項目について自己評価を行う。

a 中項目

- (a) 教育に関する目標
- (b) 学生への支援に関する目標
- (c) 研究に関する目標

- (d) 社会連携に関する目標
- (e) 国際交流に関する目標
- (f) 運営体制の改善に関する目標
- (g) 人事の適正化に関する目標
- (h) 事務等の効率化に関する目標
- (i) 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標
- (j) 経費の効率化に関する目標
- (k) 資産の運用管理に関する目標
- (l) 評価の充実に関する目標
- (m) 情報公開等の推進に関する目標
- (n) 施設設備の整備に関する目標
- (o) 大学支援組織等との連携に関する目標
- (p) 安全管理に関する目標
- (q) 人権擁護・法令遵守に関する目標

(イ) 自己評価は、「イ 評価委員会による評価」の「(ウ)」の評価基準に準じた5段階の区分により、その判断理由を付して、達成状況を評価する。

イ 評価委員会による評価

(ア) 評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評価が異なる場合には、その理由等を示す。

(イ) 「(ア)」を踏まえ、中期目標の中項目以下の各項目の達成状況について、各事業年度実績および法人による自己評価等を総合的に確認し、「中期目標期間業務実績調書」の「項目別評価」において定量的な観点と定性的な要因により総合的に確認し、中期目標の中項目以下の各項目ごとに、達成状況を評価する。

(ウ) 評価基準は次の5段階とする。

S：特に優れた実績を上げている。

(評価委員会が特に認める場合)

A：中期目標を達成している。

(達成度が100%以上と認められるもの又は評価委員会が

達成度が100%相当と認める場合)

B：中期目標を概ね達成している。

(達成度が80%以上100%未満と認められるもの)

C：中期目標を十分には達成できていない。

(達成度が80%未満と認められるもの)

D：業務の大幅な改善が必要である。

(評価委員会が特に認める場合)

a 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。

b 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。

(エ) 法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項を付す。

(2) 全体評価

ア 全体評価は、「中期目標期間業務実績調書」の「全体評価」において実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、業務の達成状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

イ 「ア」と併せて、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。

ウ 評価は設立時および中期目標設定時の理念の実現を評価の基軸としつつ、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施する。

3 その他

本基準は、必要に応じ、評価委員会で協議し、見直すことができるものとする。